

官報

号外

昭和三十年七月二十日

○第二十二回 参議院會議録第三十八号

昭和三十年七月二十日(水曜日)午前十一時四十三分開議

議事日程 第三十八号

昭和三十年七月二十日

午前十時開議

第一 輸出品取締法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

(委員長報告)

第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件(衆議院送付)

(委員長報告)

第三 建築士法の一部を改正する法律案(田中一君外二名発議)

(委員長報告)

第四 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第五 資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第六 国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外三名発議)

(委員長報告)

第六 国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案(八木幸吉君外三名発議)
(委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

上林 忠次君

同

吉田 法晴君

地方行政委員

赤松 常子君

法務委員

小林 亦治君

大蔵委員

田中 啓一君

社会労働委員

関根 久蔵君

同

千葉 信君

農林水産委員

白井 勇君

同

松岡 平市君

商工委員

豊田 雅孝君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

豊田 雅孝君

同

千葉 信君

地方行政委員 小林 亦治君
法務委員 赤松 常子君
大蔵委員 白井 勇君
社会労働委員 松岡 平市君
同 吉田 法晴君
農林水産委員 田中 啓一君
同 関根 久蔵君
商工委員 上林 忠次君

同日議員から左の議案を提出した。

公共企業体職員等共済組合法案(橋竹春彦君外二十七名発議)

同日衆議院から左の議案を提出した。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

森林法の一部を改正する法律案

中小企業安定法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

同 農林水産委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

関税定率法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

輸出入取引法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

繊維製品品質表示法案

商工委員会に付託

昭和三十年度特別会計予算補正(特第1号)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを内閣委員会に付託した。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

漁港法第十七条第二項の規定に基づき、漁港整備計画の改正について承認を求めるの件

同日修正議決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

アメリカ合衆国より要請せられたる航空基地拡張の問題に関する質問主意書(木下源吾君提出)

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

風俗営業取締法の一部を改正する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律案

同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

日本航空株式会社法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和三十年七月二十日 参議院會議録第三十八号 議長報告

海物及び農物取締法の一部を改正する法律

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律

教育公務員特例法第三十二条の規定の適用を受ける公立学校職員等について学校看護婦としての在職を準教育職員としての在職とみなすことに関する法律

日本航空株式会社法の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

博物館法の一部を改正する法律

同日内閣から、左記の者を鉄道建設

議委員会に任命したので鉄道敷設法第六条第二項の規定により本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

同日衆議院議長から、左の法律の公布を要した旨の通知書を受領した。

記

佐藤 博夫

平山 孝

今里 広記

関 桂三

湯河 元威

迫 静二

島田 孝一

山崎 匡輔

去る十三日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

大蔵省主計 柳澤 英蔵君
局司計課長

去る十五日内閣総理大臣から、大蔵省主計局司計課長柳澤英蔵君（前掲の議長承認のとおり）を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る十六日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（三浦一雄君外四十九名提出）

社会労働委員会に付託

ガスの普及に関する臨時措置法案（多賀谷隆君外十三名提出）

同日人事院総裁から議長宛、国家公務員法第二十八条及び一般職の職員の給与に関する法律第二号第三号の規定に

基き、一般職の職員の給与についての報告並びに期末手当及び勤勉手当の改訂についての報告を受領した。

一昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

外務委員 鶴見 祐輔君

大蔵委員 野村 德二君

同 井村 德二君

社会労働委員 松岡 平市君

農林水産委員 小林 孝平君

建設委員 石原幹市郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

外務委員 井村 德二君

大蔵委員 小林 孝平君

同 鶴見 祐輔君

社会労働委員 石原幹市郎君

農林水産委員 野村 德二君

建設委員 松岡 平市君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。

北海道防犯住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を内閣委員会に付託した。

公共企業体職員等共済組合法案（植竹春彦君外二十七名提出）

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案（伊東隆治君外五名提出）

地方行政委員会に付託

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案（福井盛太君外六名提出）

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公共企業体職員等共済組合法案（植竹春彦君外二十七名提出）

同日衆議院から、六月十五日予備審査のため送付した左の議案は、提出者から撤回の申出があり、委員会において、これを許可した旨の通知書を受領した。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案（八木一男君外十四名提出）

同日左の質問主意書を内閣に転送した。

アメリカ合衆国より要請せられたる航空基地拡張の問題に関する質問主意書（木下源吾君提出）

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

郵政省電波 濱田 成徳君

同日内閣総理大臣から、郵政省電波監理局長濱田成徳君（前掲の議長承認のとおり）を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

昨十九日外務委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 草葉 隆圓君（小瀧彬君の補欠）

同日議員から左の議案を提出した。

社会福祉事業等の施設に関する措置法案（小林英三君外五名提出）

同日衆議院から左の議案を提出した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

覚せい剤取締法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律案

運輸委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

薪炭価格安定法の一部を改正する法律案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農林水産委員会に付託

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案

逓信委員会に付託

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送附された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

地方財政法の一部を改正する法律案 (加賀田進君外十名提出)

地方行政委員会に付託

クリーニング業法の一部を改正する法律案 (大石武一君外八名提出)

社会労働委員会に付託

戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律案 (原健三郎君外六名提出)

運輸委員会に付託

同日委員長から左の報告書を提出した。

建築士法の一部を改正する法律案可決報告書

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案可決報告書

国民金融公庫法の一部を改正する法律案可決報告書

国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案可決報告書

国民健康保険法の一部を改正する法律案可決報告書

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員鈴木一君提出農業協同組合に対する通運事業免許に関する再質問に対する答弁書

参議院議員鈴木一君提出建設省直轄埋戻工事補償に関する再質問に対する答弁書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

海上運送法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

人事院事務総長 佐藤 朝生君

同日内閣総理大臣から、人事院事務総長佐藤朝生君 (前掲の議長承認のとおり) を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長 (河井彌八郎) これより本日の会議を開きます。

○岡田宗司君 私は、この際ジュネーヴにおける四巨頭会議に対する日本政府の態度に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○戸叶武君 私は、ただいまの岡田君の動議に賛成いたします。

○議長 (河井彌八郎) 岡田君の動議に御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長 (河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よってこれより発言を許します。岡田宗司君。

〔岡田宗司君登壇、拍手〕
○岡田宗司君 去る十八日から、ジュネーヴにおきまして米ソ英仏最高首脳者会議が開かれておるのであります。

この会議はボッダム会議以降のこととございまして、非常に固期的なことであると思っておりますが、東西の緊張の緩和に對しまして、多大の貢献をいたすであろうという事は世界全体が認めておるところでございます。

従つて世界は、この会議を注視いたしまして、その成果に多大の期待をかけておるわけでございます。この会議におきまして、東洋の問題は直接議題とはなっておりません。しかしこの会議の成り行きは、直接間接東洋の形勢に影響を及ぼし、日本の国際的地位、また日本の外交政策に及ぼすところも大きなものがあろうかと思つてござい

ます。従いまして、国民は、この会議に非常な期待をかけておりますが、政府もまたこの会議の成り行きに對して

多大の関心を払つておることは、鳩山首相、重光外相の過日の衆議院予算委員会等における発言からもうかがわれるところであります。

首相は、去る十七日の記者会見におきまして、世界平和の実現に、日本国民がどれほどの熱意を持つておるかを巨頭会議という機会に示すことは必要なことである。その方法としては、スイス大使を通じてこちらの意向を伝え

てもらふべきだと思うと思つておられるのでございまして。しかし、果してこれだけで十分であるかどうか、この点は疑いなきを得ないのであります。私は日本の態度を広く世界に示すとともに、国民にもまた、政府は、この会議をかくかく見ておる、またかくかくのことを期待し、また日本としてはかくかくのことを要請するであろうという

ことを知らしめることが、この際に必要であらうと思つておるのであります。戦後の日本の外交は、あまりにもパッシヴでございまして、風のまにまに、あつちへ吹かれ、こつちへ吹かれ、ふらふらとして参つたのであります。日本の外交は、もつと自主的になければなりません。そうしてまたもつとアクティヴでなければなら

ないのであると同時に、政府はその外交政策の基本は常に国民に知らして、国民の批判と、国民の支持を受けなければならぬと思つてあります。政府は閣議で、この問題、このジュネーヴ会議に對する政府の態度を発表することをやめたと伝えられております。また外務大臣は昨日の参議院外務委員会で、すでに衆議院の予算委員会の論議で済んでおるのであるから、あらためてこの政府の態度を表明する必要はないと言つておつたのであります。今朝外相の談話が発表されておるのであります。私も、まだまだこれでは政府のジュネーヴ会議に對する態度というものは消極的である、こう考へるものであります。もつともつとジュネーヴ会議に對しまして、政府は積極的な態度の表明をしなければならぬと存するものであります。私は鳩山首相がさきに談話で発表せられましたように、もしジュネーヴ会議に對しまして、日本が態度を表明することが必要であると

するならば、なぜもつと積極的に、首相自身が堂々としたこの問題を世界に向つて訴えないかといふことをお聞きしたいのであります。〔拍手〕

私は、首相がこの際に、この国会を通じて態度を明らかにすることを

のであると同時に、政府はその外交政策の基本は常に国民に知らして、国民の批判と、国民の支持を受けなければならぬと思つてあります。政府は閣議で、この問題、このジュネーヴ会議に對する政府の態度を発表することをやめたと伝えられております。また外務大臣は昨日の参議院外務委員会で、すでに衆議院の予算委員会の論議で済んでおるのであるから、あらためてこの政府の態度を表明する必要はないと言つておつたのであります。今朝外相の談話が発表されておるのであります。私も、まだまだこれでは政府のジュネーヴ会議に對する態度というものは消極的である、こう考へるものであります。もつともつとジュネーヴ会議に對しまして、政府は積極的な態度の表明をしなければならぬと存するものであります。私は鳩山首相がさきに談話で発表せられましたように、もしジュネーヴ会議に對しまして、日本が態度を表明することが必要であると

求めたいのでございます。さらにこの会見におきまして、首相は、スイス大使を通じてこちらの意向を伝えることが適当だと言っておるのでございますが、それではすでにこの意向を伝えることが行われたのであろうかどうか、この点をお伺いしたい。もし行われたといたしますならば、これは四カ国の最高首脳者に伝えられたものであるか、あるいはまたその四カ国の最高首脳者のうちのどこかの一国の首脳者に伝えられたものであるか、またその内容はいかなるものであるか、これを伺いたいのであります。この点は、外相から説明を承りたいと存じます。そしてこれは公表できるものであるかどうかを伺いたいのでございます。

ジュネーヴ會議の開会の劈頭に、各最高首脳者の演説が行われました。これはすでに全文新聞で伝えられておるのでございますが、アメリカのアイゼンハワー大統領は、両陣營のいわゆる平和共存を事実上認めておるのであります。これはソ連の平和共存の主張に對しまして、アメリカは従来、きわめて警戒的であり、これを欺瞞であるとしておったのでありますが、この際、アイゼンハワー大統領が、この点につきまして、言葉はともかくとした

しまして、その内容を認めましたことは、アメリカの外交政策の態度の変化でありまして、平和共存に対する相対立する両陣營による承認が行われたことに相なりまして、ここに冷い戦争の終結、平和共存の実現への道が開かれたものと云わなければならぬのでございます。この点に對しまして、總理大臣はいかがお考えになるか、平和共存に對する總理大臣の明確なる所信を承りたいと存する次第でございます。

次に、私も、過日阿派社会党の委員長が會議をいたしまして、國際緊張緩和と平和確保に關する決議案を國會に提出をいたしまして、そして國會の意思としてこれをジュネーヴに伝え、世界に訴えたいと、自由党、民主党、綴風会等に提唱をいたしましたのであります。その内容は、

味する戦争を絶滅する契機たらしめること。

二、一切の國際緊張を緩和して、冷戦を終結すること。

三、有効な國際監督制度の下に大國を始めとする世界的軍備と原水爆兵器の禁止を実現すること。その間、水爆実験を停止すること。

右決議する。

こういふような決議案を各党派に對しをいたしたのであります。しかるに、不可解なことに、各党派はこれに對しまして何ら賛成の意思表示をされな。そして今日までこの決議案の衆議院、参議院における上程は阻止されておるのであります。ジュネーヴ會議は、すでに進行をしているのであります。そしてジュネーヴ會議は大体二十四日ごろには終るのであります。私どもは特に原水爆の実験をされておまして、この悲痛な訴えを世界に向つていたし、四巨頭會議に向つていたことが、最も時宜に適合しておると考へるのであります。これが行われておらぬのであります。これは何も政府の問題ではない。私は保守政党的諸君が、これに對しまして一考されることを心から求めるのでございますが、政府はこの國際緊張緩和と平和確保に

對しまして、この四巨頭會議の開催の最中においていかなる態度を表明される用意があるか、その点について首相から詳しくお伺いしたいと存する次第でございます。

これをもちまして、私の質問を終りいたします。(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇〕

○國務大臣(鳩山一郎君) 岡田さんの御質問にお答えをいたします。

出して、わが國の考え方を知らせようという御質問、御希望でございました。聲明書を出して考え方を示す方がいかどうかという点については、ただいま考慮をしております。世界の平和は、世界のいづれの國民も希望をしておることは、もとより當然なことでありまして、四巨頭の會議が成果をおさめるといふことをいねがわぬ者はどこにもないと思つております。アジアにおきましても冷戦の影響はないとは言えません。でありますから、ヨーロッパの平和の確立と同時に、冷戦が終止符がつくということは、この冷戦の影響をこうむつております東洋としても、非常に歓迎をするのは当りません。このことではあります。(だから意思表示しなさいよ)と呼ぶ者あり)それにつ

いて、國會における応答の結果によつて、國民並びに政府の考え方は表明せられたものと私は考へております。

平和共存につきましては、平和共存についての考え方を御質問になりましたが、平和共存は、互いに侵略を考へないというこの考え方が徹底いたしました。侵略脅威の誤解というものが世界からなくなつたならば、世界の平和の共存というものは當然に生まれてくるものと考へております。(拍手)

〔國務大臣重光葵君登壇〕

○國務大臣(重光葵君) お答えをいたします。

ゼネバにおける四國會議、これは御承知の通りに、今開催せられたばかりでありまして、ようやく議題が決定した段階にあるのでございます。しかしながら、會議に臨む各國の意気込みは、すでに各首脳者によつてはっきりと宣明をいたされました。その内容は、會議に臨む、會議の議題等についてはいろいろ色彩を異にいたしておりますが、しかしいよいよ冷戦の終息、世界情勢の緊張の緩和、平和の樹立というところに向つて、非常な期待をもつてこの會議に臨んでおるといふ、その意気込みは全部一致しておるうちに、私はこれを喜びました。この會

議が今御指摘の通りに、東洋の方面についても、直接間接重要な影響を持つといふことは、これは申すまでもございませぬ。またさらに、御指摘の通りに、それがために日本の外交政策に対しても、重要な影響を与えようといふことは論ずるまでもございませぬ。さうなわけでありまして、政府といたしましては、この会議に対して重大な関心をもって、これをみておるわけでございます。そのことにつきまして、すでに国会における質問応答でも、十分鮮明にせられたところでございます。すなわちこの会議は、国際間の緊張が緩和できるかできないかという大切な時期に開かれたものであつて、その結果は、日本にとつてもきわめて重要なものでありますので、政府として大なる関心をもってその成り行きを注視し、かつまた、その結果に多大の期待を寄せておることは申すまでもございませぬ。それでございますから、直接これに参加をいたしております日本といたしまして、十分その会議の経過についての確詳細な報告を得なければなりません。そのために必要な措置をとることを在外使臣に訓令をいたしておる次第でございます。

さらにまた、政府は以上の趣旨をもちまして、その会議の経過に重大な関心を持たれておることを、(関心じやだめだ)「意思表示をなさい」と呼ぶ者あり)かつまた、この結果について非常に期待を持っておる、平和の樹立が十分に確立できるような結果を生むことを期待しておる。その会議に対する所信を政府は発表いたしておるわけでありまして、さうなわけで、その趣旨は、関係各国及び関係各国がことごとく参加をしておる国際連合に対して、日本の政府の意向を十分に通じておる次第でございます。

〔岡田宗司君発言の許可を求む〕
○議長(河井彌八郎) 岡田宗司君。

〔岡田宗司君登壇、拍手〕

○岡田宗司君 ただいまの首相並びに外相の御答弁を伺いまして、何らこの四巨頭会議に対する日本の意思表明についての積極的な態度がうかがわれなないのでございます。会議は、短期間に終るのであります。一月月続くのではない。政府は、もうすでに三日目に入つておるのでありますから、この際、特に政府としての意思表明をすべき段階にある。ところが総理大臣は、これをまだ考慮中と言つておる。考慮しているうちに会議は終つてしまふのであります。考慮中というのは、出すといふことを考慮されておるのか、いつ出すといふことを考慮されておるのか、出すといふことか、それとも出さないといふことか、あるいはまた、日はいつごろ出すのかといふことを、はつきりもう一度御答弁を願ひたいのであります。

さらに外務大臣に対しては、首相がさきに記者会見におきまして、スイス大使を通じて意向を伝達するように言われておつたのであります。これについて、すでに伝達したのであるかどうかといふことを私は伺つたのであります。また同時に、それは何人に対して、その伝達が行われたかを伺つたのであります。また第三には、その内容はいかなるものであるかを伺つたのであります。これは國民に発表されてしかるべきものと思ふ。この点を私は、外務大臣にお伺ひしたのであります。外務大臣は、多言を費しての御答弁にもかかわらず、その点につきましては、何らお答えがない。私はこの点について、外務大臣のはつきりした御答弁を伺いたいと同時に、あらためて岡大臣からいたしまして、ジュネーヴ会議に対する政府の積極的所信を伺ひ、日本の外交が、受動的にその日

の日の外交から、やはり日本がアクチブな、積極的な外交をとるようになる転機にしたいだきたい。それを政府はやるかどうか。これをお伺ひしたいのでございます。(拍手)

〔岡田宗司君登壇〕

○岡田宗司君(河井彌八郎) 政府として、声明を出す必要があるといふことを、まだ決定はしておりません。声明を出すか否か、日本の考え方を通ずる方法は他にないと考えております。(どういふ方法)と呼ぶ者あり)それをもって御了解を願ひたいと思ひます。(拍手)

〔岡田宗司君登壇〕

○岡田宗司君(河井彌八郎) ゼネバ会議に対する政府の考え方、態度は、はっきりと国会を通じて説明をいたしておるわけでございます。これが政府の声明であります。さらに加えて政府は、今日発表いたしておるわけでございます。さらに、いかなる伝達をなしたか、これは先ほどお答えした通りであります。どういふお答えをしたかといふと、これは、在外使臣を通じて各関係國に、十分に日本の意向を伝達をするようにいたしているといふことを申し上げた。その意向の内容は何である

か、これは國民に対して、少しもこれを秘密にする必要はございません。その内容は、今日私が発表した通りであります。そういう内容をもって、各國に今通じているわけでございます。国際連合に対しても同様でございます。

○木下源吾君 私はこの際、給手勸告に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○戸叶武君 私は、ただいまの木下君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八郎) 木下君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。よつてこれより発言を許します。木下源吾君。

〔木下源吾君登壇、拍手〕

○木下源吾君 私は日本社会党を代表いたしまして、給手勸告について、この際、政府に質問をしようと思ひます。私は、この給手については、日本の現在において、終戦後十年すでに、生活水準を高めて行くべきだ、そういう方向をとるべきだと、こういう考えでおるのであります。従つて給手は増額すべきである、こゝういふ考えであります。しかるに、人事院が給手決定

官 報 (号 外)

の判断をいたしまするに、昨年度また今年度の二回にわたって、きわめて政治的な配慮を加えて改訂勧告を留保したことは、人事院の使命をみずから葬るものではないか、われわれとしても人事院の存在理由が、もはやここに終了したものと断ぜざるを得ない、こういうような見解であります。人事官にこのような政治的配慮を払ふ余地が与えられていゝとするならば、われわれは国会においてその是非を判断する必要があり、そのためには公務員法第十二条に規定されている人事院会議の議事録の提出を求めて、その決定に至るまでの詳細を調査する必要があると考える、人事院にその用意があるかどうか。

次に勧告の内容についてであります。が、現在のいわゆる一万五千四百八十三四ベースは、二十八年三月当時の民間給与調査、生計費調査の結果、かくあるべしとして定められたものであつて、それがたまたま国の財政の都合で、二十九年一月から実施されたものであります。しかもその際、勤務地手当の支給率を一段階削減しておるのでありますから、一律ベース引上げの分は、わずかに四割強の程度になっておるのであります。この政府案の減給に対す

る不当に対して、人事院は何ら意見を申し出ていない。のみならず、一方人事院の調査による民間給与調査は、公務員給与の基準となつた昭和二十八年三月から二十九年三月までに、すでに九・五割の上昇を示しておるし、消費者の物価指数をとつてみても、昭和二十八年三月の一〇八・八割から二十九年三月には一一九割と一〇割以上の上昇を示しておるのであります。また本年四月においても、政府の低物価政策の宣伝にもかかわらず、一一九・七と上昇しておつて、低落の気配がないのであります。

このような結果によつて、公務員給与と民間給与との比較は、八割以上の中堅職員の場合、昨年において一三・四割、本年においては一二・四割と、いずれも公務員給与が下回つたまま据え置かれておる実情にあります。この数字こそは、団体交渉権を持つておる勤労者と団体交渉権のない者との待遇の差異を示すものであると私は思います。これに対して、政府はどうお考えになつておるか。しかもここで比較した民間給与の実態について見れば、その生活状態を示すべきエンゲル係数が、統計局の調査によつて見ても、昭和二十八年三月が五〇・六、二十九年三月

は五一・三、三十年三月は四九・三と、いずれも手から口への極貧状態にあることを物語つてゐるのであります。私が冒頭に申したように、わが国の大衆は、生活水準を高めて行かねばならぬといふこの時期において、エンゲル係数がかくのごとき低位にあることは、まことにわれわれとしては恥かしい次第である。

これらはいずれも人事院の報告に基くものであります。これだけの根拠が明らかにされてゐるにもかかわらず、国家公務員法第二十八条に定められてある勧告の条件、すなわち「給与を百分の五以上増減する必要がある」と認める条件がどうして発生しないのであるか。人事院における三人の人事官の判断を、私はまことに疑わざるを得ないのであります。一体これをもちつても、勧告の条件が生じていないという判断をされるところの根拠を私は承りたい。事ここに至れば、前に申しましたように、戦後九年にわたる人事院の存在も、官僚陣営の術策と政府権力の圧迫に押されて、その存在価値はもはや消滅したものと私は断ぜざるを得ない。従つて当然国家公務員法に再検討を加え、公務員の団体交渉権の復活についての考慮を払わねばならぬ

と思ひます。総理大臣のこれに対する所見を一つ伺ひたいのであります。

政府は、口を開けば公務員制度調査会に藉口して逃げておる。この公務員制度調査会といふのは、吉田内閣當時に思ひつきで作られたものである。法律の根拠もなければ、その構成にも民主性は欠けておるし、任意的な機関である。また、その審議の状況について見ても、衆議院の内閣委員会における答弁にあるように、早急な結論を得ることは望みがないのである。しかるに政府は、事公務員制度、給与政策に關するや、所管大臣は何ら責任ある答弁をしない。すべてを公務員制度調査会の結論に待つとしてゐるのであります。委員会の審議のはかどらない重大な、またこれは一つの原因にもなつておるのである。この際、内閣としては所管大臣の責任において、当面する給与政策についての所信を明らかにする考えはないか、所管大臣にお伺ひする。少くとも今回の勧告に最小限の処置として示されたところの期末、いわゆる勤勉手当〇・二五カ月分の増額については、政府としても当然財源の措置をとるものと私は考えるが、給与政策について一片の誠意があるならば、

この際、明確な御答弁をわすらわしたないのであります。

また勤務地手当の問題に關しまして、昨年五月二十九日の人事院勧告及び十一月の衆参人事委員会の意見、いずれもが、本年度予算編成に當り、政府の無視するところとなつておる。これも公務員制度調査会の結論が出るまでは措置しないような態度をとつてゐるのであるが、調査会の結論が出るまで措置をしないといふことは、私は不当であると考えるが、この点についての所見を承りたいのであります。

現在公務員の間には、できる限り人事院の所管から離れて、公務員法の適用を少くするように要望する傾向が強いのである。これは国家公務員法なり人事院なりが、公務員の利益を守るといふ使命を果し得ないで、反対に政府権力に隷屬しつゝある実情を公務員が身をもつて體驗しておるからである。政府はみずから国家公務員法の解釈を曲げて、公務員に対して、力には力をもつて報いよと示唆しておるのかとくである。これが眞の政府の公務員制度に対する対策であるのかどうか。私はこれをお伺ひいたしまして私の質問を終ります。(拍手)

以上であります。

でございますし、また民間における会社の選抜、あるいは欠配等のむしろ増加しておることは、御存じの通りでございます。そういう諸般の民間給与の内容をわれわれ考えますときに、公務員もまた、一般国民の負担によつて給与を支払われておりますことを考えますと、現在における給与、そのほかに公務員の給与の決定の背景をなす民間の状況というものを考慮せざるを得ないという結論のもとに、今回も、また勧告を留保させていただいた次第でございます。

最後に、公務員の団体交渉権の問題でございますが、あるいは政府からお答えになられることもわかりませんけれども、人事院といたしまして、現在の段階といたしましては、公務員は、申し上げるまでもなく国民全体の率仕者でございます、公務員の給与は、やはり国民の代表である国会において、法律によつて決定されることが当然であると考えておる次第でございます。従つて政府と公務員との交渉、あるいは契約によつて、公務員の給与はきめらるべきものではなくして、やはり従来のごとく国会の定められる法律によつてきめられることを適当と考えております。

〔木下源吾君「大蔵大臣、二・五％はどうですか」と述べ〕

○議長(河井彌八君) 大蔵大臣からは、答弁がないという趣きであります。(おかしいじゃないか)〔答弁、答弁と呼ぶ者あり〕

〔國務大臣一萬田尚登君登壇、拍手〕

○國務大臣(一萬田尚登君) 私から答弁いたしますことは、おそらくこの年末手当について、人事院の勧告に対して、どういふふうを考えておるかというところであらうと思つておりますが、今日経済界も安定を見ておること、御承知の通りでありまして、物価を見て、あるいはまた生計費、あるいはまた民間の賞与の割合等を見まして、大きな変化が今日起つていないのであります。私はこの人事院の勧告を尊重することは、むしろさういたさなくてはならぬと考えておりますが、今申しましたようなことを考えなくてはなりません。また、かりにこれを認めるといふ場合におきましても、国、地方公共団体、政府機関を通じて、先ほどお話がありましたように約百十七億の財源を、財政負担を増加することになるのであります、こういう点

も国全体の関係から、やはり考慮を加へなくてはなりません。従いまして人事院の勧告は、尊重する考えを持つておりますが、なお慎重に考慮を加へたい、かように考えております。

○議長(河井彌八君) 日程第一、輸出品取締法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第二、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件(衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。商工委員長吉野信次君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

輸出品取締法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十年七月十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長河井彌八君

輸出品取締法の一部を改正する法律

輸出品取締法(昭和二十三年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

(この法律の適用)

第十一条の三 左の各号に掲げる機関に納入する物品のうち、輸出品の価額を維持するため、その品質を規律する必要があると認められるものであつて、政令で定める品目に属するものの当該機関に対する納入は、輸出とみなして、この法律の規定を適用する。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基き行政協定の実施に伴い設置された海軍販売所若しくはビー・エックス又はこれらが販売する物品を調達するアメリカ合衆国軍隊の機関

二 日本国における国際連合の軍隊の地位に關する協定の実施に伴い設置された機関で前号の機関に準ずるもの又はこれらが販売する物品を調達する国際連合の軍隊の機関

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十年七月一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長河井彌八君

地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めめるの件

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)第二十二條第一項の規定に基き静岡清水市に新たに工業品検査所清水出張所を設置することについて、地方自治法第五十六條第六項の規定により国会の承認を求めらる。

〔吉野信次君登壇、拍手〕

○吉野信次君 たいだいま議題となつております案件は、いずれも輸出検査に關するものであります。

まず、輸出品取締法の一部を改正する法律案からお話を申し上げます。

御承知の通り駐留アメリカ合衆国軍隊、国際連合の軍隊などのPX、またはこれらの者のために物資を調達する機関に、相当多量のものが納付せられておりました。それらの物がこれらの機関を通して、韓国なりあるいは沖繩の方に行くと、物によつては、本國政府に持ち歸れる物も相当多数あるものであります。ところが、日本のこの品物のうちには、いわゆる粗製乱造の取締りの見地から、ある品物は輸出品を輸出するに當りまして、検査をやつておりました。そのために輸出品取締法という法律ができておりますことは、御承知の通りであります。

ところが、このPX等に納めますのは、これは国内なものでありますから、輸出じやございせんから、この輸出品取締法の適用を受けないわけです。しかしながら、これらの機関を通して納められました物が海外に持ち出されまゝする関係上、その品物のいか悪いかというところは、わが國の輸出品の価値の維持、向上のために、非常に重大な影響を及ぼすわけでありまゝ。そこで今回衆議院議員の山手清男君外七名によりまして、この輸出品取締法の改正案が提案せられたのであります。

この法案の趣旨は、PX等に納めざる物を輸出とみなしまして、やはり輸出品同様に輸出品取締法上の検査を行ふ、こゝろに趣旨をございます。

委員会におきまして審議の際に、「一体どの程度にこの適用を及ぼすのか」という質問に對しまして、提案者の方から、「さしあたり写真機と双眼鏡等の光学機械を指定する予定だ」と、こゝろに答へがございました。ついで、これらのPX等に納められておりまするものの写真機の量、それから写真機等の検査機関の組織がどうなつておるか、さらに輸出品検査制度のあり方などについても、質疑応答が行われたのであります。その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

かくて質疑を終りまして、討論採決の結果、本改正法律案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件、これについてお話を申し上げます。

この内容は、工業品検査所の出張所を清水市に設けたいと、こゝろにございます。御承知の通り、工業品検査所というのは、輸出品取締法に基く輸出品の検査を実施しております國の機関でございまして、今日までのところでは東京に本所がございまして、大阪ほか八カ所に支所または出張所が設置されておりますのであります。

が、清水市には出張所も支所もございせん。ところが清水港を経て、工業品検査所の所管する検査品目に属する物が相當出ますので、現在では東京なり、あるいは名古屋の方から、そのつど人を差し續けて検査をしておるといふ実情でございます。そこで今度新しくこの清水市に、工業品検査所の出張所を設けるといふことについて国会の承認を求めて参つたのでございます。

審議に當りまして、「経費はどうなるか」と、こゝろに質問がございまして、これにつきましては、「本年度の工業品検査所関係の予算から約六十万円をさいてその方に充てる」と、こゝろに答へがございまして、その他清水出張所の所管する品目、また清水港からの輸出の実績等についても質疑が行われましたが、その詳細は、速記録によつて御承知をお願いしたいと存じます。

質問を終りましたして、討論採決の結果、全会一致をもつて原案通り承認すべきものと決定いたしました。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、輸出品取締法の一部を改正する法律案、全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八君) 次に、地方自治法第五十六條第六項の規定に基き、工業品検査所の出張所の設置に關し承認を求めるの件、全部を問題に供します。委員長報告の通り、本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八君) 議員起立と認めます。よつて本件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(河井彌八君) 日程第三、建築士法の一部を改正する法律案(田中一君外二名発議)を議題といたします。まず委員長の報告を求めます。建設委員会理事石井桂君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

建築士法の一部を改正する法律案

右の議案を附議する。

昭和三十年七月十三日

附議者

田中 一 石井 桂

湯山 勇

賛成者

石川 榮一 近藤 信一

石原幹市郎 西岡 ハル

酒井 利雄 宮本 邦彦

横川 信夫 北 勝太郎

村上 義一 大和 亨一

永井純一郎 堀木 鐵三

小澤久太郎 赤木 正雄

武藤 常介

参議院議長河井彌八君

建築士法の一部を改正する法律

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第八条第二号中「建築物の建築に關し罪を犯し」を「この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(登録)

第二十三条 他人の求に応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に關する事務、建築工事の指導監督、建築物に關する調査若しくは鑑定又は建築に關する法令若しくは条例に基く手続の代理(以下「設計等」という。)を行うことを業としようとする一級建築士又は二級建築士は、一級建築士事務所又は二級建築士事務所を定めて、その建築士事務所について、この法律の定めるところにより、登録を受けなければならない。一級建築士又は二級建築士を使用して、他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行うことを業としようとする者についても、同様とする。

2 前項の登録は、三年間有効とする。

8 第一項の登録の有効期間の満了後、引き続き、他人の求に応じ報

酬を得て、設計等を行うことを業としようとする者は、その建築士事務所について更新の登録を受けなければならない。

第二十三条の次に次の八条を加える。

(登録の申請)

第二十三条の二 前条第一項又は第三項の規定により建築士事務所について登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、左に掲げる事項を記載した登録申請書とその建築士事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 建築士事務所の名称及び所在地

二 一級建築士事務所又は二級建築士事務所の別

三 登録申請者が個人である場合はその氏名、法人である場合はその名称及び役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

四 建築士事務所を管理する建築士の氏名及びその者の一級建築士又は二級建築士の別

五 前各号に掲げるものの外、建設省令で定める事項

2 登録申請者は、政令の定めるところにより、登録手数料を都道府県に納入しなければならない。

(登録の実施)

第二十三条の三 都道府県知事は、

前条第一項の規定による登録の申請があつた場合においては、次条の規定により登録を拒否する場合を除く外、遅滞なく、前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を一級建築士事務所登録簿又は二級建築士事務所登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をした場合においては、直ちにその旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第二十三条の四 都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当する場合又は登録申請書に重要な事項についての虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合においては、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ない者

二 第二十六条第一項又は第二項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

(法人である場合においては、取消の日において役員であつた者を含む。)

三 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当するもの

四 法人でその役員のうち第一号又は第二号に該当する者のあるもの

五 建築士事務所について第二十四条の要件を欠く者

2 都道府県知事は、登録申請者が左の各号の一に該当する場合は、その登録を拒否することができる。

一 第七条第三号又は第八条各号の一に該当する者

二 第二十六条第二項の規定により建築士事務所について閉鎖の命令を受け、その期間が満了しない者(法人である場合においては、命令のあつた日において役員であつた者を含む。)

三 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治

産者でその法定代理人が第一号又は前号に該当するもの

四 法人でその役員のうち第一号又は第二号に該当する者のあるもの

3 都道府県知事は、前二項の規定により登録を拒否した場合においては、遅滞なく、その理由を記載した文書をもつて、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第二十三条の五 第二十三条の第三項の規定により建築士事務所について登録を受けた者(以下「建築士事務所開設者」という。)は、

第二十三条の二第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項について変更があつたときは、二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

2 第二十三条の三第一項及び前条の規定は、前項の規定による変更の届出があつた場合に準用する。

(廃業等の届出)

第二十三条の六 建築士事務所開設者が左の各号の一に該当することとなつた場合においては、当該

各号に掲げる者は、三十日以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

一 建築士事務所の開設者がその登録を受けた建築士事務所に係る業務を廃止したときは、建築士事務所の開設者であつた者

二 建築士事務所の開設者が死亡したときは、その相続人

三 建築士事務所の開設者が破産したときは、その破産管財人

四 法人が合併により解散したときは、その役員であつた者

五 法人が破産又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人

(登録の抹消)

第二十三条の七 都道府県知事は、左の各号に掲げる場合において、登録簿につき、当該建築士事務所に係る登録を抹消しなければならない。

一 前条の規定による届出があつたとき。

二 登録の有効期間の満了の際更新の登録の申請がなかつたとき。

三 第二十六条第一項又は第二項の規定により登録を取り消したとき。

2 第二十三条の三第二項の規定は、前項の規定により登録を抹消した場合に準用する。

(登録簿の閲覧)

第二十三条の八 都道府県知事は、登録簿を一般の閲覧に供しななければならない。

(無登録業務の禁止)

第二十三条の九 建築士は、第二十三条の三第一項の規定による登録を受けないうで、業として他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行つてはならない。

2 何人も、第二十三条の三第一項の規定による登録を受けないうで、建築士を使用して、業として他人の求に応じ報酬を得て、設計等を行つてはならない。

第二十四条の次に次の二条を加える。

(図書の保存)

第二十四条の二 建築士事務所の開設者は、建設省令で定める業務に関する図書を保存しなければならない。

(標識の掲示)

第二十四条の三 建築士事務所の開設者は、その建築士事務所において、公衆の見易い場所に建設省令

で定める標識を掲げなければならない。

第二十六条を次のように改める。

(登録の取消又は建築士事務所の閉鎖)

第二十六条 都道府県知事は、建築士事務所の開設者が左の各号の一に該当する場合においては、当該建築士事務所の登録を取り消さなければならない。

一 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けたとき。

二 第二十三条の四第一項各号の一に該当するに至つたとき。

三 第二十三条の六の規定による届出がなく、同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

2 都道府県知事は、左の各号の一に該当する事実がある場合においては、一年以内の期間を定めて当該建築士事務所の閉鎖を命じ、又は当該建築士事務所の登録を取り消すことができる。

一 建築士事務所の開設者が第二十三条の四第二項第一号、第三号(同号に規定する法定代理人が同項第二号に該当する場合を除く。)又は第四号(同号に規定

する法人の役員が同項第二号に該当する場合を除く。)に該当するに至つたとき。

二 建築士事務所の開設者が第二十三条の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 建築士事務所の開設者が第二十四条の二又は第二十四条の三の規定に違反したとき。

四 建築士事務所を管理する建築士が第十条第一項の規定により戒告以外の懲戒の処分を受けたとき。

五 建築士事務所に関する建築士が、その属する建築士事務所の業として行つた行為により、第十条第一項の規定により戒告以外の懲戒の処分を受けたとき。

六 建築士事務所を管理する二級建築士が、第三条の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

七 建築士事務所に関する二級建築士が、その属する建築士事務所の業として、第三条の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

八 建築士事務所に関する者で建築士でないものが、その属する建築士事務所の業として、第三条又は第三条の二の規定に違反して、建築物の設計又は工事監理をしたとき。

九 建築士事務所の開設者又は建築士事務所を管理する建築士がこの法律の規定に基づく都道府県知事の処分違反したとき。

十 前各号に掲げるものの外、建築士事務所の開設者がその業務に関し著しく不正な行為をしたとき。

3 第十条第二項から第四項までの規定は、都道府県知事が第一項又は前項の規定による処分をする場合に準用する。この場合において、同条第二項中「当該一級建築士又は二級建築士」とあるのは「当該建築士事務所の開設者」と読み替へるものとする。

(報告及び検査)

第二十六条の二 都道府県知事は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、建築士事務所の開設者若しくは建築士事務所を管

理する建築士に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をして建築士事務所に入り、図書その他の物件を検査させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第二十七条を次のように改める。

(省令への委任)

第二十七条 この章に規定するものの外、建築士事務所の登録に関し必要な事項は、建設省令で定める。

第三十五条第四号の次に次の二号を加える。

四の二 虚偽又は不正の事実に基づいて第二十三条の三第一項の規定による登録を受けた者

四の三 第二十三条の九第一項又は第二項の規定に違反した者

第三十五条第六号を次のように改める。

六 第二十六条第二項の規定による建築士事務所の閉鎖命令に違反した者

第三十六条中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 第二十三条の五第一項の規定による変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第二十六条の二第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

第三十七条の次に次の一条を加える。

第三十八条 第二十三条の六、第二十四条の二又は第二十四条の三の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 この法律施行の際現に改正前の建築士法第二十三条第一項の規定による届出をして一級建築士事務所又は二級建築士事務所を開設している者は、改正後の同法の規定の適用については、この法律施行の日から六十日間を限り、改正後の同法第二十三条の三第一項の規定によりその建築士事務所について登録を受けた者とみなす。その者が、当該期間内に改正後の同法第二十三条の二第一項の規定によりその建築士事務所について登録の申請をした場合において当該期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

8 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「石井桂君登壇 拍手」

○石井桂君 ただいま議題となりました建築士法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、田中一君外二名の提案になるものであります。まず提案の理

由並びに内容の概要を申し上げます。

建築士法は、昭和二十五年第七国会において制定せられ、定められたる構造、用途の建築物、あるいは一定規模以上の建築物の設計、工事監理等を行う場合、これに携わる技術者の資格を定めるとともに、建築士の行う業務についても規正を行い、建築物の災害等に対する安全性を確保し、質の向上をはかったものであります。過去五カ年間の実施にかんがみ、建築士事務所の業務に関する規正事項を整備し、建築士の責任と社会的信用の確保をはからんといたしますのが本提案の理由でございます。

改正の内容といたしましては、第一点として、建築士事務所の開設については、従来都道府県知事に対する届出制であったものを登録に改め、登録の有効期間を三カ年とし、引き続いて業を営む者については、更新登録を行うこととしたこととでございます。

第二点といたしましては、従来建築士事務所が届出を必要とする場合は、業として設計または工事監理を行うとに限定されておりましたものを、建築士法上、建築士の業務とされている建築工事契約、建築工事の指導監督、建築物の調査鑑定、建築の手続代理業務

についても届出を必要とし、建築士事務所の業務上の責任の明確化をはかったこととであります。

第三点として、建築士事務所の登録制の実施に伴い、登録の申請手続、登録簿の公開閲覧、設計図等関係図書の保存、登録の取り消し、抹消の場合等、他の登録制度にならってこれを定め、業務の適正化をはかったこととあります。

本法案は、七月十三日本委員会に付託されました以来、慎重に審議して参つたのであります。質疑のおもなる点は、「新たに事務所を持たねばならぬことにより経費が加重されることではないか」、また、「大学の教授あるいは公務員等が設計を行うことはできない」ということではないか、等でありましたが、これに対して提案者から、「これまで業として行つた場合は、事務所を持ち、届出が必要であつたのであり、また大学の教授等が、業として報酬を得て行つた場合を除いては、何ら抵触するものではない」との答弁があり、なお政府委員からは、この改正について、行政運用上何ら支障のない旨の発言がありました。

かくて質疑を終り、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致を

もつて可決すべきものと決定した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 議員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第四、国民金融公庫法の一部を改正する法律案

日程第五、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とするこゝに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認めます。まず委員長の報告を求めます。大蔵委員長青木一男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月十五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

〔は衆議院修正〕

国民金融公庫法の一部を改正する法律案

国民金融公庫法の一部を改正する法律

国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「百九十五億円」を「二百十五億円」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律

資金運用部特別会計法(昭和二十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中、「第四条第三項及び第九条第二項の規定による一般会計からの繰入金並びに附屬雑収入」を「及び附屬雑収入」に改め、「第四条第三項の規定による繰越損失の補てん金」を削る。

第四条第一項中「第八条第一項を「第八条」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 前項の規定により繰り越した損失は、第八条に規定するところにより、この会計の決算上の剰余をもつて充てるものとする。

第八条を次のように改める。

(決算上の剰余の処理)

第八条 この会計の毎会計年度の決算上、当該年度の繰入の収納済額

(以下「収納済額」という。)から当該年度の繰出の支出済額と第十四

条第一項の規定による繰出金の翌年度への繰越額との合計額(以下「支出済額」という。)を控除して剰余がある場合において、その剰余の額をもつてまず第四条第一項の規定による償却に充て、また、同条第二項の規定により前年度から繰り越した損失がある場合には、これを充て、なお剰余があるときは、その剰余の額に相当する金額をこの会計の積立金として積み立てるものとする。

第九条第一項中「収納済額の合計額」を「収納済額」に、「支出済額」を「支出済額等」に、「前条第一項」を「前条」に改め、同条第二項を削る。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔青木一男君登壇 拍手〕

○青木一男君 私は、ただいま議題となりました二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国民金融公庫法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、国民金融公庫に対する旺盛な資金需要に應ずるため、同公庫に対し、昭和三十年度において一般会計から二十億円を出資することとし、これに伴つて国民金融公庫法第五条の資本金百九十五億円を二百十五億円に改めようとするものであります。同公庫はこのほか、昭和三十年度において、資金運用部から八十五億円の借入金を受けることが予定されております。

なお、本案は衆議院において修正議決されたのでありますが、その内容は、同公庫に対する一般会計からの出資金を五億とし、資本金を二百億円と改めようとするものであります。これに伴い、資金運用部からの借入金につきましても百五億円にしようとするものであります。

本案審議に当りまして、恩給担保金融の実情、政府出資金の減少に伴う国民金融公庫の収支の見通し等について質疑がなされたのでありますが、その

昭和三十年七月二十日 参議院會議第三十八号 國務大臣の私企業等への関手の制限に関する法律案

詳細は、速記録により御承知願いたいと存じます。

質疑を終り、討論に入り、木村委員より、「政府原案では国民金融公庫に対し二十億円の政府出資をするはずであったが、民自同盟の修正によって、十五億円の金融債に振りかえることになり、これは従来の中小金融あるいは農林漁業等、資金の蓄積が乏しい方面に對する長期低利の政府資金を投入するという政策を転換するということを意味する。このため中小企業及び農林漁業の金融は、これまでより不安定になり、資金コストが高くなるため、思い切った低金利政策をとることを妨げるようになる。これは一般会計において防衛費その他の財政支出が多くなつてきたために、政府出資をやめて金融債に振りかえて、いわゆる金融インフレ政策に一步前進するもので、不健全な政策と言わざるを得ない。旨の反対意見が述べられ、採決の結果、多数をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

価格の減損の償却、繰り越し損失の補てんに充て、その残余の額の二分の一相当額を積立金とし、残額は当該年度の一般会計の歳入に繰り入れることになつており、さらに暫定的に当分の間、残余の額の処理は、当該年度の郵便貯金特別会計の歳入不足を補てんするため、その不足額を限度として、予算の定めるところにより、この会計から直接同会計に繰り入れ、その残額を一般会計に繰り入れることになつております。本案は、この決算上の残余の処理について、その残余の額のうち、郵便貯金特別会計への暫定的な繰り入れの措置はそのままとしますが、この会計の資金の増強をはかり、運営を円滑にする見地から、一般会計への繰り入れをやめて、すべて積立金として積み立てることとしようとするものであります。

なお、これに伴ひまして、毎会計年度の決算上の不足を、積立金をもって補足できない場合及び資金の繰り越し損失を決算上の残余をもつて補てんできない場合における一般会計からの繰り入れの制度を廃止しようとするものであります。

本案の審議に当りましては、決算上の残余の額、この会計から繰入金をする

ることになつてゐる郵便貯金特別会計の歳入不足の発生理由等について質疑がなされましたが、詳細は、速記録に譲ることを御了承願います。

質疑を終り、討論、採決の結果、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第六、國務大臣の私企業等への関手の制限に関する法律案(八木幸吉君外三名発議)を議題といたします。

まず委員長長の報告を求めます。内閣委員長新谷眞三郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

國務大臣の私企業等への関手の制限に関する法律案
右の議案を發議する。
昭和三十年六月十四日

發議者

八木 幸吉 市川 房枝

鮎川 義介 野村吉三郎

賛成者

田畑 金光 松浦 清一

松本治一郎 千葉 信

木下 源吾 成瀬 勝治

加藤 正人 奥 むめお

鈴木 一 白波瀬米吉

青柳 秀夫 植竹 泰彦

参議院議長河井彌八郎

國務大臣の私企業等への関手の制限に関する法律

内閣總理大臣その他の國務大臣である者は、商業、工業、金融業その他の営利を目的とする私企業(以下「営利企業」という)を営むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問、評議員その他これに準ずる職を兼ね、自ら営利企業を営み、又は報酬を得て営利企業以外の事業を行う団体の役員、顧問、評議員その他これに準ずる職を兼ねてはならない。

附 則
この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。

〔新谷眞三郎君登壇、拍手〕

○新谷眞三郎君 ただいま議題となりました國務大臣の私企業等への関手の制限に関する法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、参議院議員八木幸吉君外三名より發議せられたものでありまして、發議者はその提案の理由として、「本法律案の目的とするところは官紀の振興にあつて、内閣總理大臣その他の國務大臣は、わが国の行政府において最高の重責にあり、その政治的活動は、わが国の商業、工業、金融業等の私企業にはもちろん、私企業以外の事業にも、有形、無形の大きな影響を及ぼすことは、言を待たない。もし國務大臣が、これらの事業に関与しておつた場合には、その公正な職務遂行に世上の疑惑を招くおそれがあり、いんや、官紀がややもすれば乱れんとしている今日においては、國務大臣は、私企業等の關係を徹切断し切つて、行動の公正を期し、その本務に専念することの妨げとなることは、一切これを排除すべきである」と述べております。

内閣委員会は、昨日の委員会において根本官房長官の出席を求め、本法律

案に対する政府の所見を質しましたところ、根本官房長官は、「政府は本法律案の立法趣旨には異存はないが、法律の形をもってこの種の制限をせんとすることに於いては、なお考慮の余地がある」とする旨を述べられました。

なお、この際御参考までに申し述べておきますが、本法律案と大体同一内容の法律案が、昨年第十九回国会におきまして参議院議員八木幸吉君外八十二名より提出せられ、内閣委員会におきまして、慎重審議の結果、ただいま議題となっており本法律案と全く同一内容のものに修正せられまして、全会一致をもって、この修正を含む原案が可決せられ、また当院の本院におきまして、多数をもってこの修正を含む原案が可決せられたのであります。次いで衆議院に送付されましたが、衆議院におきましては審議未了に終ったのであります。

昨日の委員会におきましては、別に質疑もなく、討論を省略して、直ちに本法律案について採決いたしましたところ、全会一致をもって原案通り可決すべきものと議決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河井清八君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

ます。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井清八君) 議員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。

次会の議事日程は、決定次第公報をもって御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

○本日の会議に付した案件

一、ジュネーヴにおける四巨頭会議に対する日本政府の態度に関する緊急質問

一、給与勧告に関する緊急質問

一、日程第一 輸出品取締法の一部を改正する法律案

一、日程第二 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を承めるの件

一、日程第三 建築士法の一部を改正する法律案

一、日程第四 国民金融公庫法の一部を改正する法律案

一、日程第五 資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案
一、日程第六 国務大臣の私企業等への関与の制限に関する法律案

出席者は左の通り。

議員

議長 河井 清八君

副議長 重宗 雄三君

上林 忠次君 片柳 眞吉君

加賀山之雄君 梶原 茂嘉君

柏木 庫治君 飯島通次郎君

井野 碩哉君 石黒 忠篤君

赤木 正雄君 森田 義衛君

森 八三一君 村上 義一君

宮城タマヨ君 薄口 三郎君

三木與吉郎君 三浦 辰雄君

廣瀬 久忠君 早川 慎一君

野田 俊作君 野本 品吉君

中山 福蔵君 豊田 雅孝君

常岡 一郎君 土田國太郎君

田村 文吉君 館 哲二君

竹下 豊次君 高橋 道男君

高木 正夫君 新谷寅三郎君

島村 軍次君 佐藤 尚武君

河野 謙三君 小林 武治君

小林 政夫君 後藤 文夫君

岸 良一君 北 勝太郎君

加藤 正人君 小幡 治和君

滝井治三郎君 伊能 芳雄君

青柳 秀夫君 西川弥平治君

石井 桂君 川口爲之助君

吉田 萬次君 酒井 利雄君

佐藤清一郎君 木村 守江君

谷口弥三郎君 宮本 邦彦君

長島 銀藏君 安井 謙君

横川 信夫君 大矢半次郎君

石村 幸作君 木内 四郎君

石原幹市郎君 植竹 泰彦君

松岡 平市君 劍木 幸弘君

大谷 豊潤君 一松 政二君

西郷吉之助君 木村篤太郎君

左藤 義詮君 那 祐一君

寺尾 豊君 中山 壽彦君

小林 英三君 草葉 隆圓君

大屋 晋三君 津島 壽一君

青木 一男君 大野木秀次郎君

島津 忠彦君 山本 經勝君

雨森 常夫君 宮澤 喜一君

西岡 八郎君 横山 フク君

平林 剛君 重政 庸徳君

小澤久太郎君 鹿島守之助君

藤野 繁雄君 加瀬 完君

青山 正一君 入交 太蔵君

神原 亨君 高橋進太郎君

上原 正吉君 永岡 光治君

伊能繁次郎君 仁田 竹一君

田中 啓一君 岡田 信次君

小野 義夫君 古池 信三君

平井 太郎君 白波瀬米吉君

西川甚五郎君 秋山俊一郎君

湯山 勇君 中川 以良君

吉野 信次君 泉山 三六君

黒川 武雄君 井上 知治君

池田右衛門君 木下 源吾君

秋山 長造君 阿具根 登君

海野 三朗君 大倉 精一君

河合 義一君 岡 三郎君

龜田 得治君 永井純一郎君

近藤 信一君 竹中 勝男君

成瀬 暢治君 森下 政一君

佐多 忠隆君 重盛 壽治君

江田 三郎君 久保 等君

田畑 金光君 高田なほ子君

安部キミ子君 矢嶋 三義君

藤田 進君 岡田 宗司君

田中 一君 戸叶 武君

栗山 良夫君 吉田 法晴君

小笠原三三男君 若木 勝蔵君

山田 節男君 天田 勝正君

松本治一郎君 中田 吉雄君

千葉 信君 羽生 三七君

三木 治朗君 山下 義信君

野村吉三郎君 市川 房枝君

八木 幸吉君 紅露 みつ君

有馬 英二君 最上 英子君

平林 太一君 菊田 七平君

昭和三十年七月二十日 参議院會議録第三十八号

寺本 廣作君	木島 虎藏君	大蔵省主計局長 森永貞一郎君
松浦 清一君	赤松 常子君	通商産業 島村 一郎君
鈴木 福平君	武蔵 常介君	政務次官
中川 幸平君	須藤 五郎君	
八木 秀次君	加藤 シツエ君	
堀木 鎌三君	三浦 義男君	
小柳 牧衛君	鈴木 一君	
千田 正君	松澤 兼人君	
上條 愛一君	吉米地義三君	
三好 英之君	長谷部ひろ君	
木村 晴八郎君	相馬 助治君	
村尾 重雄君	棚橋 小虎君	
石坂 豊一君	一松 定吉君	
松原 一彦君	笹森 順造君	
國務大臣		
内閣總理大臣 鳩山 一郎君		
外務大臣 重光 葵君		
大蔵大臣 一萬田尚登君		
建設大臣 竹山祐太郎君		
國務大臣 大久保留次郎君		
政府委員		
内閣官房長官 根本龍太郎君		
内閣官房副長官 松本 龍藏君		
人事官 入江誠一郎君		
人事院事務総長 佐藤 朝生君		
人事院事務総 嗣本 忠男君		
局給与局長		
外務省参事官 安藤 吉光君		

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

参議院會議録第三十七号正誤
頁 段 行 誤 正
三三 三 鹿案 鹿案
三五 三 遂行を 遂行に

定価 一部 十五円
(配達料共)
発行所 東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三―三三三三